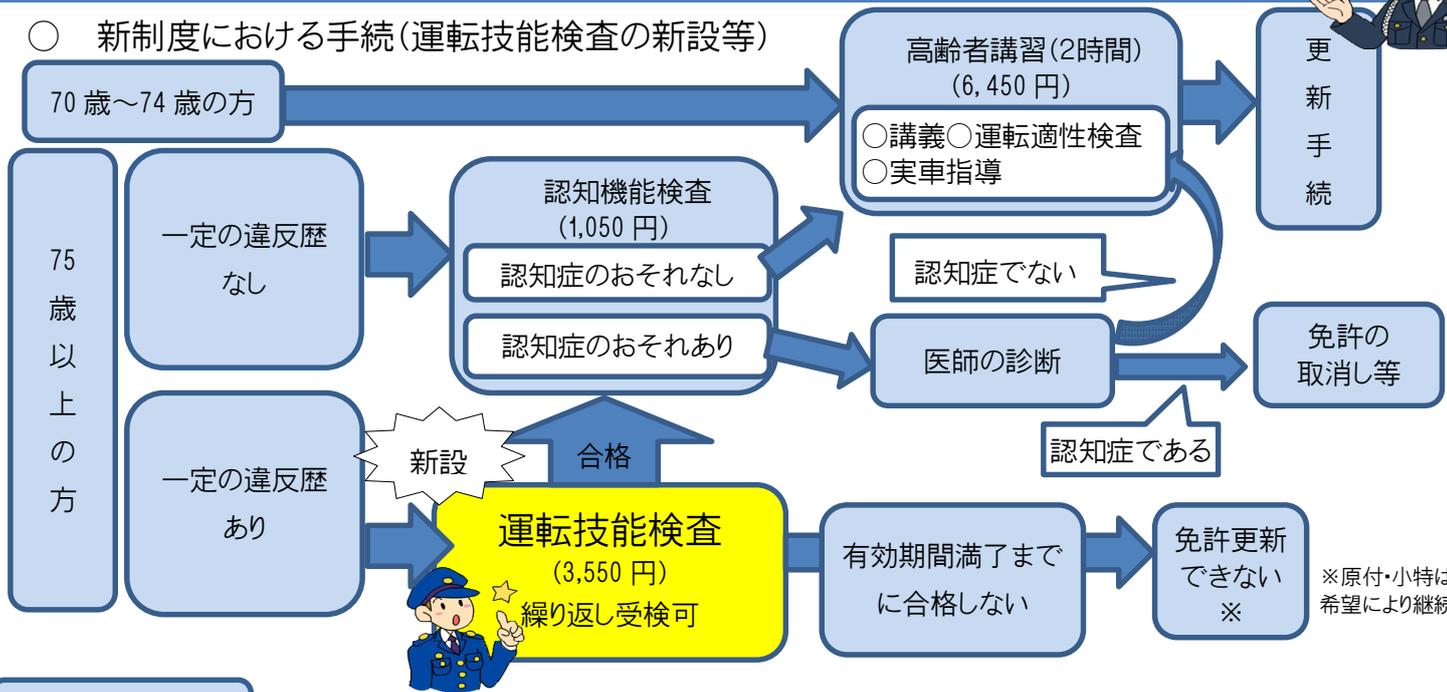


高齢者講習制度の改正について

～70歳以上の方の運転免許更新手続き変更(令和4年5月13日から実施)のご紹介～



○ 新制度における手続(運転技能検査の新設等)



高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習に一元化されます。(普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除され、それぞれ1時間の講習となります。)

認知機能検査

認知機能検査が従来よりも簡素化されます。
また、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には検査が免除されます。

運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方(※1)は、運転技能検査(※2)に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなります。

※1 普通自動車を運転することができる免許を保有している方に限ります。

※2 実際にコース内で車を運転し、一時停止、交差点の右左折などの課題を実施します。

(これらの検査、講習の代わりに、自動車教習所などが行う都道府県公安委員会認定の検査・教育を受けることも可能です。)

サポートカー限定免許制度

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣旨の制度です。サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。サポートカーのリストは警察庁ウェブサイトをご覧ください。

※ サポートカーとは一定の条件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車をいいます。

※ サポートカーであっても、車の機能を過信することなく、安全運転に努めなければなりません。

※ サポートカー限定免許にした方がサポートカー以外の自動車を運転した場合、条件違反となり、罰則の対象となります。

